

議第8号

北信圏域（中野・山ノ内・飯山・野沢温泉都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

令和5年(2023年)3月27日提出
長野県都市計画審議会長

4都第436号
令和5年(2023年)3月13日

長野県都市計画審議会長 様

長 野 県 知 事

北信圏域（中野・山ノ内・飯山・野沢温泉都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

北 信 圏 域

中野都市計画（中野市）

山ノ内都市計画（山ノ内町）

飯山都市計画（飯山市）

野沢温泉都市計画（野沢温泉村）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

（案）

令和5年3月

長 野 県

計画書目次

	頁
はじめに.....	2
1. 都市計画の目標.....	2
(1) 都市計画区域の範囲と目標年次.....	2
① 都市計画区域の範囲.....	2
② 目標年次.....	2
(2) 都市づくりの基本理念.....	3
(3) 都市づくりの目標.....	3
① 隣接圏域との結びつきを活かしつつ、豪雪地域の生活を支えるコンパクトな都市づくり.....	3
② 信越自然郷の豊かな自然、田園の環境の保全、活用.....	4
③ 災害に強いしなやかな圏域の形成.....	4
④ 豪雪地帯の生活・産業・観光を支える交通体系の強化.....	4
(4) 圏域構造と地域毎の市街地像.....	5
① 拠点.....	5
② 軸.....	5
③ 土地利用構成.....	6
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針.....	8
(1) 区域区分の決定の有無.....	8
① 県下同一基準による定量的な評価.....	8
② 地域特性を考慮した区域区分の検討.....	9
③ 区域区分の決定の有無の判断.....	9
(2) 区域区分の方針.....	11
おおむねの人口.....	11
3. 主要な都市計画の決定の方針.....	12
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針.....	12
① 主要用途の配置の方針.....	12
② 市街地の土地利用の方針.....	14
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針.....	17
① 交通施設の都市計画の決定の方針.....	17
② 下水道等及び河川の都市計画の整備の方針.....	19
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針.....	22
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針.....	23
主要な市街地開発事業の決定の方針.....	23
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針.....	23
① 基本方針.....	23
② 主要な緑地の配置の方針.....	25
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針.....	26
④ 主要な緑地の確保目標.....	27

北信圏域（中野・山ノ内・飯山・野沢温泉都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

はじめに

長野県都市計画ビジョン（平成31年3月改訂）では、広域的な連携を図るため生活圏（10圏域）の計画性を重視し、同一圏域内で都市間相互の連携強化と調整を図り、整合性のとれた都市づくりを目指すこととしている。

北信圏域においては、複数の都市計画区域（4区域・4市町村）を有するが、広域的観点から隣接・近接する都市計画区域の現況及び今後の見通しを勘案し、広域的課題の調整が図られるよう、圏域単位とする都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に変更する。

1. 都市計画の目標

北信圏域は、雄大な自然環境や温泉など、豊富な観光資源に恵まれた6つの市町村により構成されており、これらの観光資源をもとに県内有数の観光エリアが形成されている。冬の最深積雪が2mを超える全国有数の豪雪地帯としても知られており、スノーシーズンを中心に大勢の観光客が訪れるが、信越9市町村の連携による広域観光エリア「信越自然郷」をはじめ、北信圏域・長野県域を越えた広域においてグリーンシーズンの観光誘客にも力を入れている。

本計画は、このような圏域の特徴を考慮し、都市づくりに対する合意形成の促進を図るため、中野都市計画区域、山ノ内都市計画区域、飯山都市計画区域、野沢温泉都市計画区域を中心に構成される北信圏域を対象として、県が広域的見地から、関係市町村や住民の意向を反映しながら、各圏域における歴史や文化、地域特性といった個性を生かし、各地域の役割や連携が図られるよう都市計画の目標とその実現に向けた基本的な方針を示すものである。

なお、市街化などの進展や生活圏としての一体性の観点から、その状況に応じて、都市計画区域の指定要件を勘案しながら新たに都市計画区域の指定などを検討する。

(1) 都市計画区域の範囲と目標年次

① 都市計画区域の範囲

都市計画区域の名称	対象範囲
中野都市計画区域	中野市の一部
山ノ内都市計画区域	山ノ内町の一部
飯山都市計画区域	飯山市の一部
野沢温泉都市計画区域	野沢温泉村の一部

② 目標年次

都市計画の基本的な方向 : 令和22年

都市施設などの整備目標 : 令和12年（中間年 令和7年）

(2) 都市づくりの基本理念

ふるさとの自然の恵み（緑・雪・温泉）を 地域活力につなげる北信圏域

本圏域は、長野県の最北部に位置し、新潟県、群馬県と境を接する内陸都市圏であり、気候的には全国有数の豪雪地帯にある。本圏域を南から北へ流れる千曲川沿いと高社山の麓に肥沃な土地が広がり、周辺部には美しい高原や山岳地に囲まれた内陸地である。

本圏域内には全国的にもスキーのメッカとして有名な志賀高原をはじめとする多くのスキー場が存在し、湯量豊富な湯田中渋温泉郷、温泉名がそのまま村名となっている野沢温泉村等、自然を活かした観光地が知られている。

本圏域の特色としては、苗場山等の高層湿原や鍋倉山のブナの原生林等の貴重な自然、日本有数の豪雪地帯である気象条件とそれを生かした数多くのスキー場、湯田中渋温泉郷・野沢温泉などの歴史ある温泉資源等が挙げられる。

北陸新幹線や上信越自動車道を利用した交流の更なる拡大も期待されていることも踏まえ、これまで取り組んできた広域連携や都市計画等の取組の蓄積を土台にして、隣接する長野圏域との連携も視野に入れながら、千曲川沿いの農村景観等の優れた景観の維持・保全、道路除雪や屋根雪対策等による雪に強い都市の形成、魅力ある観光地の形成等により、住民が地元の生活や環境に誇りを持ち、その豊かさを実感できるよう、あらゆるニーズ、リスク等の変化に対応できる柔軟性を備えた持続可能な都市づくりを進める。

(3) 都市づくりの目標

① 隣接圏域との結びつきを活かしつつ、豪雪地帯の生活を支えるコンパクトな都市づくり

本圏域は、千曲川を中心とした平地部に、北陸新幹線、JR 飯山線、長野電鉄長野線等が整備されており、市街地は鉄道駅周辺や国道沿いに形成されている。その中で信州中野駅周辺を中心に商業、業務、医療、福祉、観光、行政等の都市機能が集積している。また、北陸新幹線飯山駅は首都圏、北陸地方と本圏域を結ぶ広域の交通結節点となっている。平成 30 年度長野県商圏調査によると、圏域内には中野市を中心とした商圏が存在するとともに、本圏域に属する市町村は長野市の2次商圏とされているなど、日常生活における長野圏域との結びつきも強い圏域であると言える。長野圏域との交通アクセスの利便性を維持しながら、圏域全体の人口が減少する中で、冬期の降雪時期にも生活利便性を維持できる圏域を持続していくため、それぞれの拠点の都市機能を維持、充実するとともに、拠点間、拠点とその周辺地域の間を結ぶ公共交通及び道路ネットワークを維持、強化する。また、超高齢化社会にも対応した「歩いて暮らせる」環境を実現することにより、まちなか居住を促進し、脱炭素の環境に配慮したコンパクトな市街地を形成する。本圏域の千曲川の周辺は開発しやすい平坦な土地が多く、既存ストックや低未利用地の有効活用をしながら、無秩序な市街地の拡大を制限する。

特に、中野都市計画区域の信州中野駅の周辺では、多様な都市機能が集積した拠点を形成する。また、飯山都市計画区域の北陸新幹線飯山駅の周辺は、県外からの来訪者を本圏域に迎え入れる玄関口として、交通結節機能等を維持、充実する。また、飯山市の都市計画区域外の良好な居住環境を有する地域に関しては、今後の土地利用の状況を見据えて、現在の都市計画区域と一体で整備、開発、保全を推進する。

② 信越自然郷の豊かな自然、田園の環境の保全、活用

本圏域は周辺部を美しい高原や山岳地に囲まれており、その豊かな森林や草原、河川等の自然環境を保全する。

また本圏域では、地域農業の強みである米、果物、きのこの等の安定的な生産供給、高品質化の追求、安全・安心な農産物生産等により、高い市場競争力を確保等に向けて取り組んでいる。これらの活動を踏まえて、盆地を中心に広がる優良農地を大切に保全するとともに、田園地帯における集落地は、安全で快適な生活環境を形成し、コミュニティの維持を図る。

本圏域を含む信越9市町村の連携による広域観光エリア「信越自然郷」をはじめ、圏域・県域を越えた広域におけるグリーンシーズンの観光誘客を促進し、通年型の稼げる観光地域づくりを目指している。これらの取組と連携して、高原やスキー場、温泉等の自然を生かした観光地については、自然環境・生物多様性の適切な保全を図りつつ、資源の保全、観光交流の機能の維持、強化を図る。また、本圏域を取り囲む山並みの眺望や、それぞれの地域で培われた歴史、文化に配慮した市街地や集落の景観の保全、形成を図るとともに、複数の行政区域にわたる広域的な景観の育成を図るため、市町村の連携により広域的に調和のとれた景観の育成に取り組む。

③ 災害に強いしなやかな圏域の形成

本圏域では、広く分布する斜面地における土砂災害や、千曲川等の沿川地域における洪水等の災害の恐れがあり、既成市街地やまとまった集落では、居住の集約を図る場として、インフラの整備の他、災害のリスクや避難に関する周知や貯留施設の普及等の流域治水プロジェクト、長野県流域治水推進計画を推進することにより、災害に強い市街地を目指す。また、災害が起きたときの対応や、被害が発生した後の復旧・復興等の回復力を高めて、防災、減災機能など多様な効果が期待できるグリーンインフラの導入を積極的に検討し、災害に強くしなやかな圏域を形成する。

④ 豪雪地帯の生活・産業・観光を支える交通体系の強化

圏域内外の広域交通を担う道路ネットワークに関しては、既存の道路はその機能の維持、改善を図るとともに、災害時の物資等輸送、観光周遊、交通結節点へのアクセス性の改善等の観点から必要な路線については、着実な整備に向けた取り組みを進めていく。

圏域内の生活、観光、産業等の利便性の向上、交流の促進に寄与する、圏域内の拠点間を繋ぐ道路ネットワークの維持、強化を目指す。特に、本圏域は全国有数の豪雪地帯であることから、除雪体制の強化と消雪施設等の整備、公共交通の多様な効率化を図り、冬期間の交通機能を確保する。

交通渋滞の緩和や環境負荷低減のため、既存の鉄道及びバスの利用性を高めるとともに、コミュニティバスの導入や観光の2次交通を支えるハブ機能の強化により、自家用車利用からの転換を促進する。

圏域の拠点周辺では、駅や交流拠点を中心に歩いて暮らせるまちづくりや観光まちづくりを念頭に、歩道や自転車道の整備を進め、利便性や回遊性の向上を図る。また、信越自然郷において広域観光やグリーンツーリズムを促進するため、北陸新幹線飯山駅と観光地間を結ぶルート、圏域内外の複数の観光地をつなぐルートなど、ニーズに応じた二次交通の充実、観光行動や観光商品等とあわせた二次交通等の観光交通ネットワークの充実を含め、公共交通、自転車等による交通ネットワークを形成する。

(4) 圏域構造と地域毎の市街地像

本圏域では、次に示す圏域構造の実現に向けた都市づくりを進める。圏域構造は、拠点、軸、土地利用構成で構成することとする。

① 拠点

a. 圏域拠点

善光寺平の北端に位置し、本圏域内外を結ぶ長野電鉄長野線、一般国道 292 号の交通結節機能を有する、圏域全体の活力を高める圏域の要であり、圏域全体の都市活動を支える主要な行政、商業、業務、交通等の多様な都市機能を維持・充実する圏域拠点として、次のエリアを位置づける。

信州中野駅周辺

b. 都市拠点

北陸新幹線、J R 飯山線、長野電鉄長野線の駅周辺で、信越自然郷の観光の玄関口や観光地としての機能を有し、圏域拠点を補完し、圏域内の複数市町村の都市活動を支える商業、業務、交通等の都市機能を維持・充実する都市拠点として、次のエリアを位置づける。

湯田中駅周辺、飯山駅周辺

c. 地域拠点

圏域拠点、都市拠点ほどの都市機能の集積を有しないものの、役場の周辺であり、都市拠点を補完し、主に市町村内の日常生活を支える生活サービス機能を維持・充実する地域拠点として、次のエリアを位置づける。

野沢温泉村役場周辺

(参 考)

■ 拠点の選定

市町村に存在する駅又は役場の徒歩圏（半径 800m）を単位として、全産業従業者数、年間小売販売額、医療機関（歯科等を除く）の集計から、圏域内の各指標平均値を算出し、上位となる箇所から、圏域拠点（最上位の市町村）、都市拠点、地域拠点の配置箇所を選定した。

なお、都市計画区域が指定されている市町村のうち、拠点が 1 つも設定されない市町村は、該当する都市計画区域マスタープランにおける最上位の拠点を地域拠点とした。

② 軸

a. 広域交流軸

県外と圏域内を結ぶ広域の交通を担う広域交流軸として、以下の鉄道、高規格道路、一般広域道路を位置づける。

鉄道 : 北陸新幹線、JR飯山線、長野電鉄長野線

高規格道路 : 上信越自動車道

一般広域道路 : 一般国道18号、117号

(道路 : 長野県広域道路交通計画(令和3年3月)広域道路ネットワーク計画の路線)

b. 地域連携軸

広域交流軸を補完し、主に圏域内の各市町村を結ぶ交通を担う地域連携軸として、以下の道路を位置づける。

その他主要な道路 : 一般国道292号、403号、405号

一般県道奥志賀公園線

(道路 : 長野県広域道路交通計画(令和3年3月)広域道路ネットワーク計画の路線)

③ 土地利用構成

a. 商業業務系ゾーン

圏域や都市の中心となる商業・業務地、近隣に位置する商業・業務地、沿道の商業地、観光商業地等、商業・業務機能を維持、形成する区域を商業業務系ゾーンとし、信州中野駅周辺や飯山駅周辺、湯田中駅周辺をはじめとした商業系用途地域を位置づける。

b. 工業流通系ゾーン

物流を担う道路網の配置等を考慮したうえで、地場産業を含む工業又は流通機能の維持、誘導を図る区域を工業流通系ゾーンとし、既存の工業団地をはじめとした工業系用途地域を位置づける。

c. 住宅系ゾーン

住宅地として利便性、快適性等の保全、形成を図る区域を住宅系ゾーンとし、商業業務系ゾーンの周辺をはじめとした住居系用途地域を位置づける。

d. ふるさとの農用地

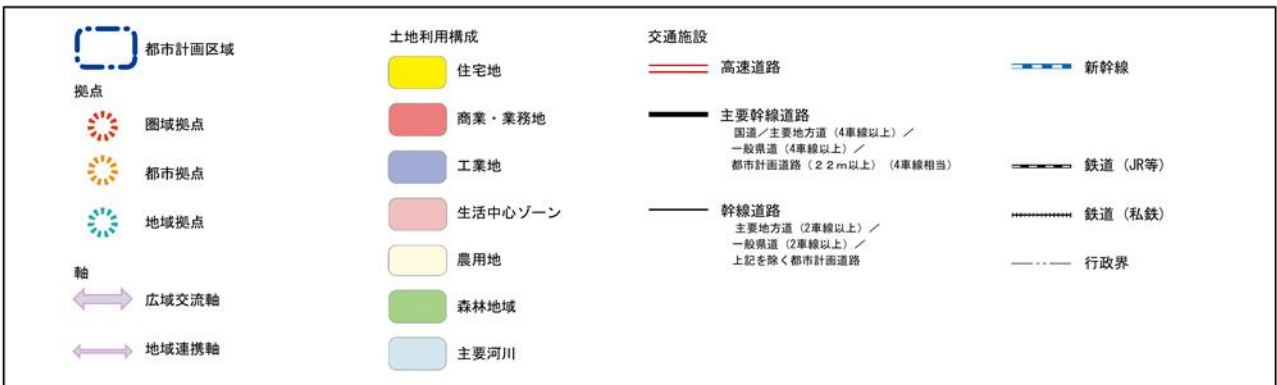
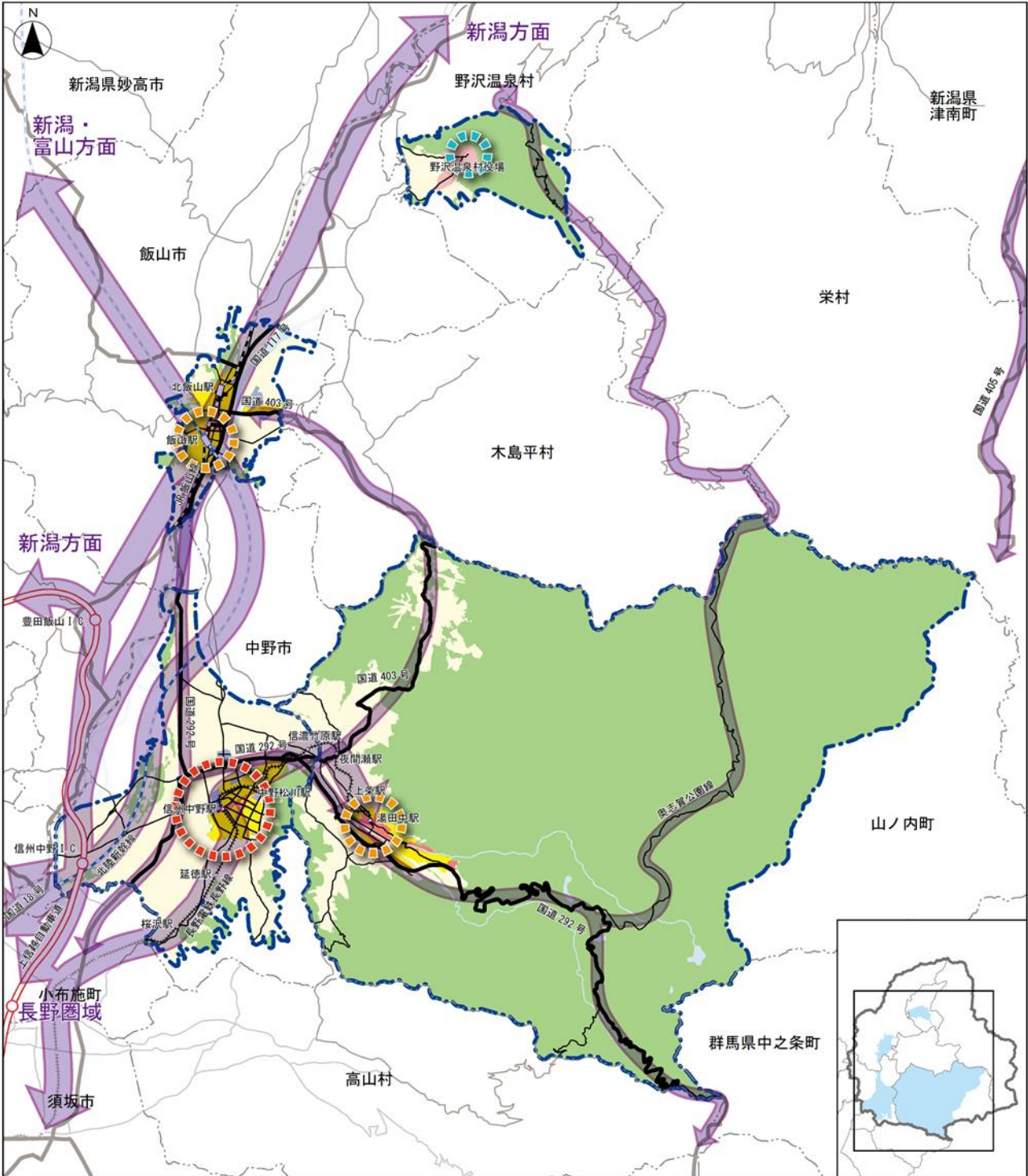
優良農地の保全や営農基盤の計画的な維持管理等により、持続可能な営農環境を維持するとともに、集落地の利便性、快適性等の維持、向上を図る区域をふるさとの農用地とし、市街地の周辺から山裾に広がる農業地域を位置づける。

e. 自然と共生するゾーン

圏域の骨格を形成する豊かな自然環境を有する山地、丘陵地等として保全を図るとともに、山間の集落地の利便性、快適性の維持、向上を図る区域を、自然と共生するゾーンとし、本圏域に広がる森林地域を位置づける。

都市計画区域マスタープラン圏域構造図
北信圏域（中野市・飯山市・山ノ内町・野沢温泉村）

附图



2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

都市計画区域	区域区分の決定の有無
中野	区域区分を定めない 今後、他の法令との適切な連携のもとで、各種都市計画手法、建築基準法に基づく制度の活用等により、計画的な土地利用の実現を前提として、当面、区域区分を定めない。
山ノ内	
飯山	
野沢温泉	

なお、区域区分を定めなかった根拠は次のとおりである。

① 県下同一基準による定量的な評価

県では、人口の動向、土地利用の状況等に着目し、県下同一基準に基づいて、各都市計画区域における区域区分の必要性を評価した。その概要は以下のとおりである。

【中野都市計画区域】

- ・人口推移は、用途地域内の人口増加率が用途外を下回っており、さらには、用途地域外での農地転用率は県平均を上回っていることから、市街地外への宅地化の拡散抑制の必要性がある。
- ・第2次・3次産業の従業員数の伸び率は県平均値を上回っているものの、行政区域人口は10万人未満で都市の集積性は低く、人口増加率も減少傾向にあることから、市街地が拡大していく可能性が低い。
- ・用途地域内の道路面積率は、住宅地として望ましい標準的な目安を下回っているものの、都市的土地利用率は県平均を上回っており、計画的な市街地整備の必要性が低い。

以上のことから、定量的な評価による区域区分の必要性は低いと判断した。

【山ノ内都市計画区域】

- ・人口推移は、用途地域内の人口増加率が用途地域外を上回っており、さらには、用途地域外での農地転用率は県平均以下であることから、市街地外への宅地化の拡散抑制の必要性が低い。
- ・行政区域人口は10万人未満で都市の集積性は低く、人口の増加率は全体として減少傾向にあり、第2次、3次産業の従業員数の伸び率も県平均値を下回っていることから、市街地が拡大していく可能性が低い。
- ・用途地域内の道路面積率は、住宅地として望ましい標準的な目安を下回っており、さらには、都市的土地利用率も県平均を下回っているため、計画的な市街地整備の必要性が高い。

以上のことから、定量的な評価による区域区分の必要性は低いと判断した。

【飯山都市計画区域】

- ・人口推移は、用途地域内の人口増加率が用途地域外を上回っており、さらには、用途地域外での農地転用率は県平均以下であることから、市街地外への宅地化の拡散抑制の必要性が低い。
- ・行政区域人口は10万人未満で都市の集積性は低く、人口の増加率は全体として減少傾向にあり、第2次、3次産業の従業員数の伸び率も県平均値を下回っていることから、市街地が拡大していく可能性が低い。
- ・用途地域内の道路面積率は住宅地として望ましい標準的な目安を下回っており、さらには、都市的土地利用率も県平均を下回っているため、計画的な市街地整備の必要性が高い。

以上のことから、定量的な評価による区域区分の必要性は低いと判断した。

【野沢温泉都市計画区域】

- ・行政区域人口は 10 万人未満で都市の集積性は低く、人口の増加率は全体として減少傾向にあり、第 2 次・3 次産業の従業員数の伸び率も県平均値を下回っていることから、市街地が拡大していく可能性が低い。
 - ・都市計画区域内に 20ha 以上のまとまった集落が存在しており、市街地形成の必要性が高い。
- 以上のことから、定量的な評価による区域区分の必要性はやや高いと判断した。

② 地域特性を考慮した区域区分の検討

【中野都市計画区域】

本区域の市街地外においては、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域が定められている。

また、用途地域外の土地利用、自然環境、景観については、「長野県景観条例」、中野市が制定した「中野市宅地開発等指導要綱」、「中野市沿道景観維持に関する指導要綱」により規制・誘導がなされている。

今後もこのような方策を継続し、周辺環境と調和したまちづくりを進める方針であるため、無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

【山ノ内都市計画区域】

本区域の市街地外においては、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域及び上信越高原国立公園特別地域が定められている。

また、用途地域外の土地利用、自然環境、景観については、山ノ内町が制定した「山ノ内町景観条例」、「山ノ内町宅地開発及び中高層建築物指導要綱」により規制・誘導がなされている。

今後もこのような方策を継続し、周辺環境と調和したまちづくりを進める方針であるため、無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

【飯山都市計画区域】

本区域の市街地外においては、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域が定められている。

また、用途地域外の土地利用、自然環境、景観については、飯山市が制定した「飯山市環境基本条例」、「飯山市景観条例」、「飯山市宅地開発指導要綱」により規制・誘導がなされているほか、立地適正化計画における都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定により、市街地内の中心拠点の形成や居住の推進を行うこととしている。

今後もこのような方策を継続し、周辺環境と調和したまちづくりを進める方針であるため、無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

【野沢温泉都市計画区域】

本区域の市街地外においては、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域が定められている。

また、市街地外の土地利用、自然環境、景観については、「長野県景観条例」、野沢温泉村が制定した「野沢温泉村宅地開発及び中高層建築物の建設に関する条例」により規制・誘導がなされている。

今後もこのような方策を継続し、周辺環境と調和したまちづくりを進める方針であるため、無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

③ 区域区分の決定の有無の判断

【中野都市計画区域】

本区域は、①で区域区分の必要性が低いと判断され、また、②に示す地域特性を踏まえ、区域

区分以外の各種都市計画手法の適用を前提として区域区分は行わないこととする。

当面は区域区分制度以外の都市計画手法による土地利用規制・誘導を進め、必要な都市基盤の整備、充実を図るとともに、優良農地や農村環境の保全等の周辺環境と調和した計画的な土地利用を図る。なお、並行して、将来の人口や、都市活動の動向を見据えつつ、圏域単位又は適切な範囲において、広域での都市づくりの目標の実現に向けて都市計画制度の運用の方向性や、関連施策との連携について検討していく。

【山ノ内都市計画区域】

本区域は、①で区域区分の必要性が低いと判断され、また、②に示す地域特性を踏まえ、区域区分以外の各種都市計画手法の適用を前提として区域区分は行わないこととする。

当面は区域区分制度以外の都市計画手法による土地利用規制・誘導を進め、必要な都市基盤の整備、充実を図るとともに、優良農地や農村環境の保全等の周辺環境と調和した計画的な土地利用を図る。なお、並行して、将来の人口や、都市活動の動向を見据えつつ、圏域単位又は適切な範囲において、広域での都市づくりの目標の実現に向けて都市計画制度の運用の方向性や、関連施策との連携について検討していく。

【飯山都市計画区域】

本区域は、①で区域区分の必要性が低いと判断され、また、②に示す地域特性を踏まえ、区域区分以外の各種都市計画手法の適用を前提として区域区分は行わないこととする。

当面は区域区分制度以外の都市計画手法による土地利用規制・誘導を進め、必要な都市基盤の整備、充実を図るとともに、優良農地や農村環境の保全等の周辺環境と調和した計画的な土地利用を図る。なお、並行して、将来の人口や、都市活動の動向を見据えつつ、圏域単位又は適切な範囲において、広域での都市づくりの目標の実現に向けて都市計画制度の運用の方向性や、関連施策との連携について検討していく。

【野沢温泉都市計画区域】

本区域は、①で区域区分の必要性がやや高いと判断されたが、②の地域特性を踏まえると、今後急激な市街化は考えにくいことから、区域区分は行わないこととする。

当面は区域区分制度以外の都市計画手法による土地利用規制・誘導を進め、必要な都市基盤の整備、充実を図るとともに、優良農地や農村環境の保全等の周辺環境と調和した計画的な土地利用を図る。なお、並行して、将来の人口や、都市活動の動向を見据えつつ、圏域単位又は適切な範囲において、広域での都市づくりの目標の実現に向けて都市計画制度の運用の方向性や、関連施策との連携について検討していく。

(参 考)

■「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」と言われている。

■「区域区分」を「定める」か「定めない」かは、県が判断

平成12年5月の改正以前の都市計画法では、「区域区分」をするか、しないかは国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行等の、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成12年5月の都市計画法の改正により、「区域区分」については、広域的観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

(2) 区域区分の方針

前項で記述のとおり、本圏域の都市計画区域では区域区分は行わないため、本項目に対する記述は要しないが、本圏域の都市づくりの目標の実現に向け、今後の人口について以下のとおり参考表記する。

おおむねの人口

本圏域の都市計画区域におけるおおむねの将来人口を次のとおり想定する。

都市計画区域	平成27年 (基準年)	令和7年 (中間年)	令和12年 (目標年)
中野	36.5千人	おおむね 34.4千人	おおむね 33.3千人
山ノ内	12.4千人	おおむね 10.1千人	おおむね 9.0千人
飯山	9.8千人	おおむね 9.5千人	おおむね 9.6千人
野沢温泉	2.8千人	おおむね 2.3千人	おおむね 2.2千人
圏域計	61.5千人	おおむね 56.3千人	おおむね 54.0千人

(注) 平成27年(基準年)の都市計画区域内人口は「都市計画基礎調査」又は「国勢調査」による統計値。令和7年及び令和12年欄の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計による行政区域将来人口から、回帰式による都市計画区域外人口を減じて算定。

3. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

都市計画の決定に当たっては市町村の土地利用計画等を尊重し、以下のとおり決定することとする。

① 主要用途の配置の方針

a. 商業業務系ゾーン

商業業務系ゾーンは、圏域構造に位置づけた拠点及び軸を中心に以下のとおりに配置する。

【中野都市計画区域】

圏域拠点に位置付けた信州中野駅周辺は、本圏域における中心的な商業業務地としての役割を担うため、地域の個性や資源を活かしたまちづくりを展開し、賑わいと歴史・文化に配慮した一体的な整備を推進していく。

信州中野駅周辺の近隣商業地域は、上記の中心市街地に次ぐ拠点として位置づけ、鉄道交通の玄関口として、またJA長野厚生連北信総合病院の拠点性を活かし、商業軸の活性化とあわせた交流拠点としての整備を図る。

【山ノ内都市計画区域】

夜間瀬川沿岸域を中心とした温泉街地区の商業系用途地域は、温泉観光地として育まれてきた本区域の拠点として位置づけ、適正な土地利用を誘導する。

特に都市拠点に位置付けた湯田中駅周辺においては、近隣都市を含めた周辺地域における日常的な利便性を有する商業地であるとともに、観光客が訪れる商業地として、拠点の特性に応じた商業業務機能の集積を図る。

【飯山都市計画区域】

3・4・4号中央通り線沿道に集積されてきた上町、本町、仲町等の旧来からの商業集積地及び3・5・1号上南線に沿って飯山駅まで連担する商業地は、今後とも本区域における中心的な商業地として位置づけ、商業系用途地域として総合的な商業機能の維持改善を図る。

3・5・10号中央橋線沿道（福寿町～愛宕町）における商業施設の立地箇所は、サービス関連業種等身近な商業機能を担う地区として位置づけ、近隣商業地域を基本に商業機能の維持を図る。

3・6・3号飯山新井線（愛宕町）地区は、隣接する神明町とともに、仏壇店、寺の連なる歴史的地区として位置づけ、近隣商業地域として歴史性を活かした商店街づくりを行う。

また、都市拠点に位置付けた北陸新幹線飯山駅周辺地区は、近隣都市を含めた周辺地域における日常的な利便性を有する商業地であるとともに、観光客が訪れる商業地として、拠点の特性に応じた商業業務機能の集積を図る。

【野沢温泉都市計画区域】

野沢温泉街周辺の商業集積地は、「スキーと温泉」を柱とする観光地である野沢温泉村の最も中心的な商業機能及び交流機能を担う拠点として位置づけ、活気やにぎわいなど都市としての魅力を高め、魅力的な市街地形成を図る。

b. 工業流通系ゾーン

工業流通系ゾーンは、主に用途地域の縁辺部に配置する。

【中野都市計画区域】

新井工業団地及び高丘工業団地、草間山周辺の工業集積地は、都市基盤施設の維持・充実を図りながら、良好な生産環境を有する工業地としての成熟化・高度化を図る。

【飯山都市計画区域】

木島工業団地は、飯山市の基幹産業を担う地区として位置づけて工業専用地域とし、生産環境の向上を図る。

c. 住宅系ゾーン

商業業務系ゾーンの周辺地域は、良好な居住環境の維持、形成を図る。また、立地適正化計画制度の活用等により、災害危険性や生活利便性等を考慮した適切な区域に居住の誘導を図る。

既成市街地に隣接し、まとまった規模の開発が見込まれ、人口増加が想定される地区に関しては、農地や自然環境への影響について関係機関等と調整を図ったうえで、用途地域の指定や地区計画の導入等により、良好な市街地の形成を促進する。

近郊の集落地域では、自然環境や田園風景等に留意しつつ、都市基盤施設の整備とともに秩序ある土地利用を推進し、良好な居住環境を有する農村型住宅地の形成を図る。

【中野都市計画区域】

中心市街地の住宅地区は、商店街の魅力づくりの推進にあわせて、利便性を活かした都市型住宅地として定住促進を図り、戸建住宅や中高層の集合住宅を主体とする住宅地の形成を図る。

さらに都市型住宅地の周辺部に広がる住宅地区は、戸建住宅と低中層の集合住宅とが調和して立地する環境良好な専用型住宅地の形成を図る。

【山ノ内都市計画区域】

建物の過密化や土地利用の混在の緩和・解消に努めるとともに、計画的な都市基盤の整備や緑の保全、緑化の推進を図る。

【飯山都市計画区域】

北陸新幹線飯山駅周辺においては既存の住宅地域が存在するため、良好な居住環境の保全を図りながら、生活利便性を活かした居住誘導を図る。

市街地西部丘陵地における自然に恵まれた戸建住宅地区は住居専用系用途地域とし、良好な居住環境の維持を図る。

木島地区における既存住宅地は住居系用途地域とし、良好な集落地環境の維持を図る。

区域南部の北畑地区については、無秩序な市街化の未然防止と北陸新幹線の整備効果を受けた「定住促進型」の土地利用を誘導するため、住居系用途地域への変更などを視野に入れ、居住環境の保全を検討する。

【野沢温泉都市計画区域】

商業地の外側に広がる住宅地及び主要地方道飯山野沢温泉線沿道に広がる住宅地区は、戸建住宅と低中層の集合住宅とが調和して立地する自然豊かな住宅地として、居住環境の向上を図る。

その整備にあたっては建物の過密化や土地利用の混在の緩和・解消に努めるとともに、計画的な都市基盤の整備や緑の保全、緑化の推進を図る。

② 市街地の土地利用の方針

a. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

当面は現行の用途地域を前提にした土地利用を図るが、関係機関と調整を図りつつ将来的には建物用途の混在する地区の用途転換、用途純化又は用途の複合化を図る。

また、社会情勢の変化に柔軟に対応するため土地利用の現況を検証し、必要に応じて職住近接などの適正な用途の複合化を検討する。

【中野都市計画区域】

既成市街地や幹線道路の沿道地区においては、多様な都市活動が複合的に機能する立地特性にあることから、建築物の高度利用を誘導しつつ、複合的な土地利用の実現を図る。

【山ノ内都市計画区域】

人口減少や社会情勢の変化から、新たな住宅地の確保の必要性に見直しを要する場合には、用途地域の無指定への転換を含めて検討する。

【飯山都市計画区域】

北畑地区においては、定住人口の受け皿となる住宅供給の計画的誘導を図る住宅系用途地域への転換を検討する。

【野沢温泉都市計画区域】

現在の土地利用、建物立地に基づき土地利用計画を定め、計画的なむらづくりの推進を図る。

用途地域未指定の都市計画区域における地域拠点においては、主に村内の公共施設や商業サービス等の日常利便機能の更新と立地を誘導する。

b. 居住環境の改善又は維持に関する方針

本圏域の木造建築物や狭小宅地が多い地区では、防災上及び良好な居住環境の形成上問題があるため、地区計画等の適用に向けて検討を進める。

【飯山都市計画区域】

冬期間の屋根雪対策として、飯山市克雪タウン計画を参考に敷地内に堆雪スペースを確保することにより、ゆとりある生活空間の向上を図る。

【野沢温泉都市計画区域】

既存の住宅地は、生活環境施設の整備を推進するとともに、敷地内の緑地を積極的に保全し活用することにより魅力のある住宅地の形成に努める。

快適な居住環境の形成を図るため、地区内の生活道路、衛生的な下水道等の生活環境施設の維持を推進する。

c. 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本圏域では、良好な都市環境の創出、または維持・増進を図るため、自然環境や歴史、文化資産に調和した都市内緑地の形成を進めるとともに、風致地区に指定している志賀高原の自然環境の保全を図る。

特に景観については、県又は市町の景観計画に基づき、美しい市街地等の景観を形成し、住む

人、訪れる人にとって快適で魅力ある市街地の形成を図る。

d. 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は、営農条件の維持、向上を図るため、長野県農業振興地域整備基本方針に基づく取り組み及び農地法の適切な運用を通じて今後も保全を図る。

【中野都市計画区域】

市街地南部、西部及び北部にあって既に土地改良事業が完了している地区などの農村集落のある農振農用地区域については、今後とも優良な農地として、保全する。

【山ノ内都市計画区域】

中心市街地の外側、区域の北部等にあって既に土地改良事業が完了している地区、若しくは土地改良事業などが進められている農振農用地については、今後とも優良な農地として保全を図るとともに、農村景観の維持・保全を図る。

【飯山都市計画区域】

木島地区のは場整備事業等の土地基盤整備事業による受益地等は、営農規模の維持、農業投資の効果を勘案して、今後ともその保全を図る。

【野沢温泉都市計画区域】

既に基盤整備されている集団優良農地については維持保全を前提とし、その他の農地については無秩序な農地転用を抑制、計画的な土地利用と農地の有効利用を図り、優れた田園風景を後世に引き継ぐため、維持・保全を図る。

また、農業用水の効率的な利用を図るため、土地基盤整備の推進と農用地の利用集積を図る。さらに、農地の市民農園等や都市住民との交流の場としての活用を図る。

e. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害から住民の生命を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域等の区域について、危険周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

また、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、指定された区域内においては、土地の形質変更等、土砂災害を誘発する行為を制限する。

河川の洪水等による水害に対する安全を確保するため、立地適正化計画の防災指針や開発許可制度などにより浸水想定区域等における新たな市街化を抑制するとともに、災害リスクの低いエリアへの居住誘導を検討する。

【野沢温泉都市計画区域】

市街地の防災性の向上を図るため、災害時における避難場所（野沢温泉小学校校庭、前坂防雪センター広場等）や避難路、防火帯を兼ねた緑地の確保に努める。

f. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本圏域を取り巻く山地、丘陵地、千曲川をはじめとした河川、優良農地等の恵まれた自然環境

は、良好な都市環境を維持する上からも貴重な財産であることから、生物多様性の保全に配慮しながらこれらの自然資源の保全を図る。里山では、良好な樹林地等の環境資源を今後とも維持・継承していく。森林地域や農業地域では、森林法による保安林の指定や農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の指定等により、自然環境の保全を図る。

g. 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

人口減少が進む状況の中、限られた人口及び開発需要を市街地外から市街地内へと誘導することを目的として、都市計画手法を運用していく。人口増加・宅地面積増加が多い都市において、必要に応じ、隣接・近接する他の都市計画区域や都市計画区域外の現況及び今後の見通しを勘案し、既存区域周辺に対する都市計画区域の範囲拡大など、運用可能な都市計画手法を整理・検討していく。

【中野都市計画区域】

幹線道路近傍等、無秩序な市街化が進行するおそれがある区域については、地域住民との合意形成のもとで、関係機関と調整を図りながら特定用途制限地域や地区計画等の適用を進める。

【山ノ内都市計画区域】

志賀高原については、現在も上信越高原国立公園の指定を受けているところであり、ユネスコエコパークに登録されている。今後とも本区域の個性・魅力となる財産として位置づけ、他法令との適切な連携のもとでその保全を第一に掲げていく。

【飯山都市計画区域】

近年、飯山市南部の静間地区においては、幹線道路沿道に大規模商業店舗等の立地が顕著であり、無秩序な市街化が進行するおそれがある区域については、関係機関と調整を図りつつ、特定用途制限地域の適用を検討する。

【野沢温泉都市計画区域】

「野沢温泉村宅地開発及び中高層建築物の建設に関する条例」により、温泉街の比較的大きな建築物が密に立地する地域では、周囲と調和のとれた建築物の規模となるよう適切な誘導等により、豊かな自然環境との調和を図りながら、「スキーと温泉」を柱とする観光の拠点整備を行い、本区域の魅力向上を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a. 基本方針

ア. 交通体系の整備の方針

本圏域では、都市計画の目標に掲げた圏域間を結ぶ広域交流軸及び圏域内の都市間を結ぶ地域連携軸、その他主要幹線道路や幹線道路等の整備を推進することで、交通ネットワークの強化を図るものとする。

また、鉄道やバス等の公共交通機関の維持・充実を図るとともに、徒歩・自転車の利用環境の整備や駐車場等の適正な配置を推進することにより、車への過度の依存からの脱却に取り組み、良好な都市環境の形成を図るものとする。

これら交通体系の連携強化により、長野電鉄など鉄道駅周辺の圏域拠点等を中心に、歩いて暮らせるまちづくりや観光まちづくりの実現を目指す。

イ. 整備水準の目標

本圏域の都市計画道路は、40路線、約70kmが都市計画決定されており、令和4年3月末現在、改良済延長45.9km、概成済延長10.5km、計56.4km（計画延長に対し81.0%）の整備が行われている。今後は、必要に応じて都市計画道路の見直しを行い、計画的な道路の配置と整備を推進するとともに、道路環境の維持・充実を図る。

b. 主要な施設の配置の方針

ア. 道路

長野県広域道路交通計画における広域道路ネットワーク計画の路線の他、主に圏域内の交通を担う道路として、2車線以上の主要地方道等を主要幹線道路及び幹線道路に位置づける。

イ. 公共交通

北陸新幹線、J R 飯山線、長野電鉄長野線の利用促進を図るとともに、交通結節機能の維持、強化を図る。

市町村を主体に関係機関との連携のもと、路線バスの維持やコミュニティバスの充実等による安全・安心な地域公共交通の確保を図る。

ウ. その他の施設

効率的な交通体系の構築を目指し、主要な鉄道駅を中心に、駅前広場、駐車場、自転車駐車場、自転車走行空間の整備等を推進し、公共交通の利便性向上を図る。

c. 主要な施設の整備目標

ア. 道路

おおむね10年以内に整備または着手することを予定する主な施設等は、次のとおりとする。

都市計画区域	名称
中野	一般国道 292 号 (古牧橋) 都市計画道路 3・5・7 西町上小田中線 都市計画道路 3・5・9 立ヶ花東山線 一般県道豊田中野線
山ノ内	—
飯山	一般国道 292 号 (古牧橋) 一般国道 403 号 都市計画道路 3・5・10 中央橋線 都市計画道路 3・6・3 飯山新井線
野沢温泉	—

(注) 10年以内に着手するものから、部分・暫定完成、完成するもの全てを含む。

② 下水道等及び河川の都市計画の整備の方針

a. 基本方針

ア. 下水道等及び河川の整備の方針

下水道区域については、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、用途地域外での一定の集落については区域に定めるなどにより下水道整備を進めるとともに、既存施設の適正な維持管理と老朽化した施設の改築更新、下水道施設の耐震化及び耐水化、雨水幹線・雨水調整池及び排水機場等の整備を行う。また、効率的で持続可能な事業運営を推進するための広域化・共同化、脱炭素社会の構築を目指した省エネ・創エネ、バイオマス利活用による資源循環の取組みを進める。

一級河川については、適正な維持管理、災害時の迅速な対応及び水防活動等への協力等に努めるとともに、信濃川水系河川整備計画や北信圏域河川整備計画に基づき、千曲川流域の未改修部分の河川整備を推進し、治水能力の向上を図る。自然的環境が多く残されている河川では、特徴のある水辺空間や現状を極力損なわないように配慮した河川整備を行う。さらに、都市内河川においても、護岸の緑化等による自然的な河川環境・景観を育成し、人々に安らぎと憩いの場を与える河川の環境整備に努める。

治水対策に加え、河川流域全体の関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水プロジェクト」により、ハード・ソフト一体となった事前防災対策に取り組む。

イ. 整備水準の目標

1) 下水道

下水道の整備水準の目標は次のとおりとする。

- ・公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、流域別下水道整備総合計画に基づき、下水道の整備を進める。
- ・安定した下水道機能を確保するため、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化施設の計画的な改築更新を行う。
- ・地震による被害を防止するため、終末処理場等の重要施設や重要な幹線等における耐震化を行う。
- ・洪水及び内水による被害を軽減するため、計画降雨及び照査降雨における下水道施設の耐水化を行う。
- ・局地的豪雨や都市化により雨水が短時間に流れ出す、いわゆる都市型水害に対応するため、下水道法事業計画に基づき、雨水幹線・雨水調整池及び排水機場等の整備を行う。また、気候変動による水害の頻発化・激甚化に対応するため、グリーンインフラの持つ防災機能の活用や各戸雨水貯留施設設置の普及促進を図る。
- ・人口減少、施設の老朽化、担い手減少等の問題を解決するために、ハード・ソフト両面において広域化・共同化を検討する。
- ・脱炭素社会の構築を目指し、終末処理場における省エネ運転、改築更新時の省エネ機器導入などの対策を行う。
- ・持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想等に基づき、下水汚泥の利活用に取り組む。

2) 浄化槽等

人口減少の影響等を踏まえ、汚水処理システムの最適化を行った結果、集合処理ではなく浄化槽のような個別処理が適する場合は、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、定められた水質基準及び構造基準を満たした浄化槽等の設置を促進する。設置後は、管理者に対し、浄化槽法に基づく保守点検、法定検査、清掃の徹底を図る。また、既存の農業集落排水施設は、下水道への統合や広域的・一体的な管理等により、効率的な管理運営を図る。

3) 河川

河川の整備水準の目標は次のとおりとする。

- ・河川整備は、これまでの河川改修、水害発生、河川利用の状況や河川環境の保全に配慮し、第4次長野県環境基本計画等との整合を図り、信濃川水系（千曲川）緊急治水対策プロジェクトによる遊水地整備や築堤等の河川整備を行う。
- ・沿川の人口、資産の集積状況、現況の流下能力、災害の発生状況などを考慮し、治水対策の緊急性の高い河川について、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図る。
- ・河川敷や堤防天端等は、沿川住民や自治体と連携を図りながら適正利用に努める。
- ・渇水時に流水が不足し、河川環境の悪化等が懸念される河川は、正常な機能の維持に必要な流量確保を行う。
- ・河川改修では、多自然川づくりを基本とし、河川や周辺の自然環境を考慮し、河川環境の保全を図る。また、河川愛護団体の活動を支援し、住民参加による河川環境の保全を推進する。
- ・今後老朽化の進行が見込まれる河川管理施設については、計画的かつ効果的な維持管理や更新を行う。

【河川】

都市計画区域	整備水準の目標
中野	千曲川、夜間瀬川等の一級河川の未改修部分の早期改修を目指す他、準用河川の整備、災害のおそれのある普通河川や水路の整備を進める。
山ノ内	整備が必要な溪流・河川等における総合的な河川整備を進める。
飯山	整備が必要な一級河川において、今後とも計画的な改修促進を図る。
野沢温泉	未整備箇所、危険箇所等の護岸工事を促進し、安全確保を推進する。

b. 主要な施設の配置の方針

ア. 下水道等

本圏域には、既成市街地及びその周辺を中心とした区域に、市町村の単独公共下水道等があり、それぞれ事業計画に示された配置に基づき整備を進める。公共下水道や農業集落排水施設による集合処理が適さない区域では、合併処理浄化槽の普及を図る。また、既存の農業集落排水施設は、下水道への統合の可否を検討する。

雨水については、近年の気候変動の状況等を踏まえ、必要に応じて排水区域や施設規模、

配置の見直しを行う。

イ. 河川

本圏域には、信濃川水系に属する千曲川等の河川があり、信濃川水系河川整備計画、北信圏域河川整備計画に基づき、計画的な河川整備を推進する。

河川の改修と併せて、洪水が発生した場合の被害を最小限に留めるため、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域等の公表、雨量や河川水位等の情報提供を行う。

c. 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備または着手することを予定する主な施設等は、次のとおりとする。

【下水道】

都市計画区域	名称
中野	(汚水) <ul style="list-style-type: none"> ・中野市公共下水道中野処理区 ・中野市公共下水道七瀬処理区 ・中野市特定環境保全公共下水道高丘処理区 ・中野市特定環境保全公共下水道竹原処理区 ・中野市特定環境保全公共下水道延徳処理区 ・中野市特定環境保全公共下水道日野処理区 (雨水) <ul style="list-style-type: none"> ・中野市公共下水道中野処理区内の排水区 ・中野市公共下水道七瀬処理区内の排水区
山ノ内	(汚水) <ul style="list-style-type: none"> ・山ノ内町公共下水道山ノ内処理区 ・山ノ内町公共関連特定環境保全公共下水道上条南部処理区 (雨水) <ul style="list-style-type: none"> ・山ノ内町公共下水道山ノ内処理区内の排水区
飯山	(汚水) <ul style="list-style-type: none"> ・飯山市公共下水道飯山処理区 ・飯山市公共下水道木島処理区 (雨水) <ul style="list-style-type: none"> ・飯山市公共下水道飯山処理区内の排水区 ・飯山市公共下水道木島処理区内の排水区
野沢温泉	(汚水) <ul style="list-style-type: none"> ・野沢温泉村公共下水道野沢処理区 (雨水) <ul style="list-style-type: none"> ・野沢温泉村公共下水道野沢処理区内の排水区

改築関係事業を含む

【河川】

都市計画区域	名称
中野	夜間瀬川、千曲川 (注) 10年以内に着手するものから、部分・暫定完成、完成するもの全てを含む。
山ノ内	夜間瀬川 (注) 10年以内に着手するものから、部分・暫定完成、完成するもの全てを含む。
飯山	千曲川、皿川
野沢温泉	千曲川

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a. 基本方針

ごみ処理施設、火葬場等は、地域住民等の合意形成のもとで環境負荷の低減に配慮されるとともに、土地利用や基盤整備に関する都市計画との整合が図られた適切な整備、維持及び管理を促進する。

b. 主要な施設の配置の方針

ア. ごみ処理施設

ごみ焼却施設及び最終処分場は、今後も効率的な運用を図るとともに、計画的な施設の維持、管理を行う。飯山市、木島平村、野沢温泉村、栄村で構成される岳北広域行政組合は、エコパーク寒川において、一般廃棄物の広域処理を行っている。また、中野市、山ノ内町等で構成される北信保健衛生施設組合は、東山クリーンセンターにおいて、一般廃棄物の広域処理を行っている。

イ. 火葬場

火葬場は、現有機能の維持を図るとともに、今後の人口動向や需要に応じて施設の拡充を図る。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

a. 基本方針

まちなか居住の推進や中心市街地及び鉄道駅周辺における都市機能の維持及び充実、都市施設の集約や再編など、良好な都市環境を備えた市街地の形成を図るため、必要に応じて、市街地開発事業の実施について検討を行う。

また、既成市街地においては、土地の高度利用、中心市街地の活性化、密集市街地の改善を図るため、必要に応じて市街地開発事業の実施について検討を行う。

その他、開発指導要綱等により、乱開発を防ぎながら、良好な宅地供給の促進を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本圏域は長野県の最北部に位置し、上信越高原国立公園から連なる山地・丘陵地に囲まれており、また千曲川や夜間瀬川等をはじめとした豊かな水辺を有する地域である。これら豊かな自然環境から恵みを受けた湯田中渋温泉、野沢温泉等の温泉や斑尾高原や志賀高原等の観光地が位置している。

このように恵まれた自然環境をかけがえのない資源として後世に引き継ぐため、これらの自然環境について、生物多様性保全や、土砂災害防止、快適環境形成等の多面的機能の保全を図るとともに、特に市街地においては、自然と共生する住みやすい市街地の形成に寄与するグリーンインフラを活用する取組を推進することで、都市と自然との調和のとれた個性豊かな都市づくりを進める。

【中野都市計画区域】

本区域は高社山、箱山、鴨ヶ嶽などの山地に抱かれ、千曲川、夜間瀬川が区域に隣接して流下するなど、山地、丘陵地、河川等の恵まれた自然環境を保全するとともに、生物多様性に配慮した都市づくりを行う。

こうした優れた自然環境を有する山地及び丘陵地においては、良好な樹林地等の環境資源の維持・継承を図る。

農振農用地区域を中心に形成される集落地においては、農業活動の振興や優良農地の保全に努めるほか、遊休荒廃農地等を活用した市民農園や観光農園の整備など、農村集落環境の保全を図る。

公園整備にあたっては、現存する歴史的・文化的・自然的な環境資源に配慮しつつ、その適地を選定するとともに、環境資源を活かした特色ある公園の整備を図る。

また優れた環境資源である千曲川や夜間瀬川の水辺環境、丘陵地及び山地の緑環境を活かした拠点整備を図るとともに、拠点のネットワーク化を図る。

さらに一本木公園をはじめバラを利用した花のまちづくりの推進を図る。

【山ノ内都市計画区域】

本区域は、志賀高原ユネスコエコパークに登録され、豊かな自然環境とそれを保全しつつ利用してきた伝統、文化及び産業が成り立っており、今後もこれら自然環境との共生が必要不可欠である。

このため、豊かな自然環境を本区域の貴重な財産としてとらえ、適正な保全を図るとともに、生物多様性に配慮した都市づくりを行う。

特に、農地や森林等の土地利用の転換については、一度他の土地利用が行われた場合、再び農地

や森林等の土地利用を行うことは困難であるため、計画的かつ慎重な計画立案を行う。

【飯山都市計画区域】

本区域は、中央に千曲川が南北に流れ、また、市街地に隣接して丘陵が迫る独特の地形、景観を形成しており、この貴重な自然環境の適正な保全をするとともに、生物多様性に配慮した都市づくりを行う。

都市における緑は、市民の心にゆとりややすらぎ、活力を与えるものであり、身近な都市環境を形成する上で重要な役割を果たしている。

このため街路樹の植栽・公共公益施設の緑化を図り、緑と花のある市街地形成を図っていく。

公園緑地は、市民のコミュニティ活動やスポーツレクリエーション活動の場であるとともに、美しい都市景観を形成する重要な要素であることから、事業中あるいは計画のある公園緑地整備を積極的に進めていく。

都市公園は、地域住民あるいは市民のやすらぎと憩いの場として機能しており、また、災害時の避難場所としても機能することから、現在の都市公園に加え、都市公園が不足している地域の計画的な整備・配置を行う。

また、地域の特性を考慮した街路樹やフラワーロードの整備によるまち中の木影や四季の彩りを創出する取り組み、道路沿道における街路樹や緑地等の整備と適正管理による道路交通環境等の改善を進める。

【野沢温泉都市計画区域】

本区域は、豊かな自然環境から多くの恵みを受けた観光産業を基幹産業として成り立っており、今後もこれら自然環境との共生が必要不可欠である。

このため豊かな自然環境は、本区域の貴重な財産としてとらえ、適正な保全を図るとともに、生物多様性に配慮した都市づくりを行う。

また、環境保全の必要性についての情報提供、啓発普及に努め、住民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、魅力的な観光地にふさわしい自然環境の充実を図る。

a. 都市公園等の施設として整備する緑地の目標水準

本圏域の都市計画公園は、20箇所（面積58.54ha）が都市計画決定されており、令和4年3月現在、20箇所（面積50.35ha）が開設済みとなっている。また都市計画決定されていない公園は15箇所（面積24.66ha）である。都市公園全体では35箇所（面積75.01ha）が開設されており、一人当たりの公園面積は12.5㎡/人となっている。長野県都市公園条例においては住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準が10㎡/人以上と定められている。本圏域では条例で定める標準を目標とする。

なお、今後の人口減少社会において一人当たりの公園面積はさらに増加することとなるが、それと同時に一人当たりの維持管理コストの増加なども懸念されることから、将来人口を見据え計画的に都市公園の保全に努める。

都市計画区域	水準
中野	【都市計画区域内人口一人あたり面積】 令和4年3月末：10.88 m ² /人 目標：令和4年3月末と同程度（長野県都市公園条例の標準は10 m ² /人以上）
山ノ内	【都市計画区域内人口一人あたり面積】 令和4年3月末：6.22 m ² /人 目標：10 m ² /人以上（長野県都市公園条例の標準）
飯山	【都市計画区域内人口一人あたり面積】 令和4年3月末：30.32 m ² /人 目標：令和4年3月末と同程度（長野県都市公園条例の標準は10 m ² /人以上）
野沢温泉	—

② 主要な緑地の配置の方針

a. 環境保全システムの配置方針

志賀高原や市街地の周辺に広がる山地、丘陵地の森林環境、千曲川や夜間瀬川に代表される水辺環境等の保全を図る。

b. レクリエーションシステムの配置方針

身近なレクリエーション施設である既存公園の適正な維持管理及び、土地利用形態に合わせた都市公園等の整備を図り、子供の遊び場、高齢者をはじめとした住民の身近な運動及び休養の場を確保する。

【飯山都市計画区域】

河川沿いの道路や緑地を中心に遊歩道やサイクリングロードなど多様なレクリエーション事業を進めていく。

【野沢温泉都市計画区域】

優れた自然環境を活用し、夏期における観光客の誘致及び村民の多様なレクリエーション需要に応える緑地の配置を図る。

c. 防災システムの配置方針

地震及び火災時の避難地として、公園の活用を図るとともに、河川緑地等の大規模な緑地にも避難地としての機能を持たせ、その整備と保全を図る。

都市的災害を含めた総合防災の観点から、避難地、避難路を確保するための防災機能を有する公園・広場、地域防災センターなどの整備を図る。

土砂災害などの自然災害の発生を抑制するために、急な斜面の緑地を保全し、防災機能の維持、向上に努める。

d. 景観系統の配置方針

本圏域内の景観の特徴である千曲川、夜間瀬川の河川景観、志賀高原や高社山麓等の山地景観、また、温泉街の特徴的な街並みの景観など、多様な景観資源の育成・保全を行いながら、地域の景観資源を活かした緑地空間の創出に努める。

【中野都市計画区域】

「高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画」で沿道地域として区分されている一般国道 292 号、一般県道中野豊野線沿道においては、高社山や背景となる山並みのスカイライン等との調和を図る。また、田園地域、山地・高原地域においては背景となる山並みのスカイラインとの調和等、それぞれの地域特有の景観形成を図る。

【山ノ内都市計画区域】

「山ノ内町景観計画」に基づき、地域の特性に応じた景観形成を図る。

【飯山都市計画区域】

区域全体の統一的な景観形成を目指し、農地、森林を含めた総合的な都市景観形成を図る。また、農地、森林の保全を行い、美しい景観の形成を図る。

「飯山市景観計画」に基づき、風景軸や風景地域に応じた地域特有の景観形成に努める。

【野沢温泉都市計画区域】

「長野県景観育成計画」及び「高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画」に基づき、地域特有の景観育成を図る。

また、「野沢温泉村うるおいのある美しいまちづくり条例」に基づき、歴史、文化、風土、自然と人とのふれあいを大切にした快適で魅力あるまちづくりを目指す。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

a. 公園緑地等の整備方針

公園緑地等の整備方針として、都市公園施設の適切な維持管理による保全に努め、安心安全な公園運営を図るとともに、公園が持つ住環境の質的向上や、地域の賑わいの拠点など多様なストック効果を十分発揮できるよう整備促進を図る。

また、未供用の都市計画公園区域については、現状での人口分布や当該公園に求められるニーズを捉え、必要に応じて都市計画公園の未供用区域の見直しを行う。

【山ノ内都市計画区域】

みろく公園、夜間瀬川緑地公園の整備促進を図る。

【飯山都市計画区域】

鉄砲町児童公園、上町児童公園、飯山城址公園の整備促進を図る。

b. 緑地保全地域等の指定方針

良好な自然環境の保全等を図るため、緑地保全地域等の指定を次のとおりとする。

都市計画区域	指定方針
中野	当面は指定の予定はないが、将来的には、優れた風致、景観を有する緑地でかつレクリエーション系の重要な機能を担う地区、及び周辺部で文化財の併設や景観の保全に寄与する緑地一帯の指定について検討を行い、必要に応じて指定を行う。
山ノ内	志賀高原風致地区は今後も風致地区の指定を継続する。
飯山	当面は指定の予定はないが、将来的には、優れた風致、景観を有する緑地でかつレクリエーション系の重要な機能を担う地区、及び周辺部で文化財の併設や景観の保全に寄与する緑地一帯の指定について検討を行い、必要に応じて指定を行う。
野沢温泉	当面は指定の予定はないが、将来的には、優れた風致、景観を有する緑地でかつレクリエーション系の重要な機能を担う地区、及び周辺部で文化財の併設や景観の保全に寄与する緑地一帯の指定について検討を行い、必要に応じて指定を行う。

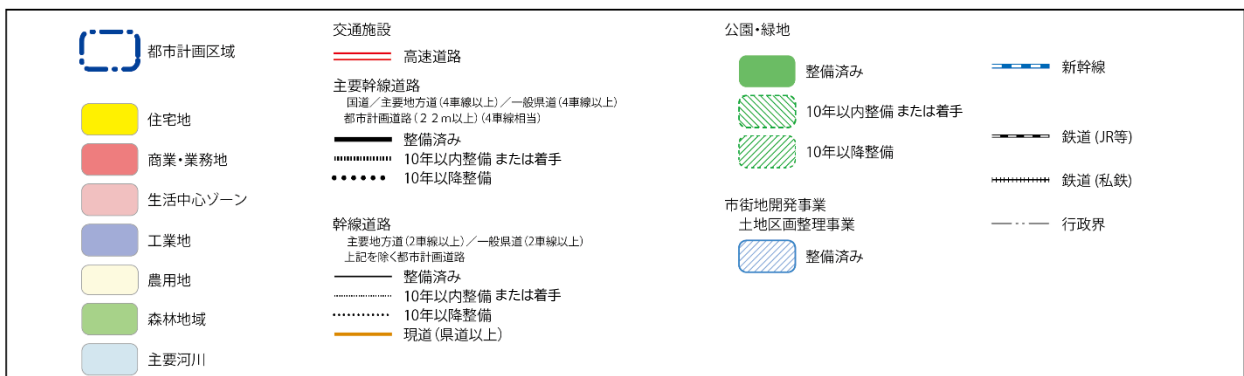
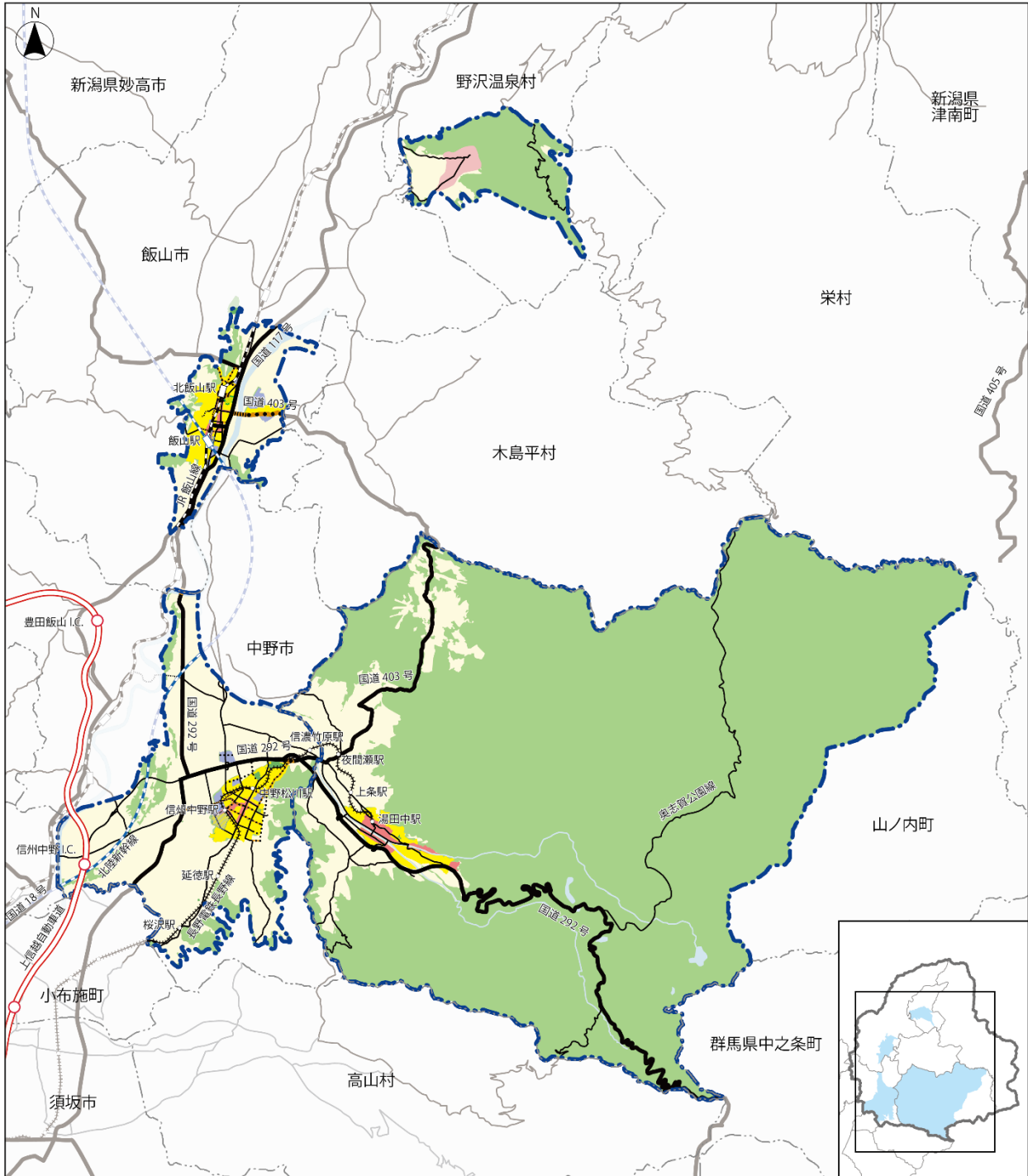
④ 主要な緑地の確保目標

おおむね 10 年以内に整備または着手することを予定する公園等の公共空地は、次のとおりとする。

都市計画区域	施設
中野	—
山ノ内	【街区公園】みろく公園 【緑地公園】夜間瀬川緑地公園 (注) 10 年以内に着手するものから、部分・暫定完成、完成するもの全てを含む。
飯山	【都市公園】鉄砲町児童公園、上町児童公園 【地区公園】飯山城址公園
野沢温泉	—

都市計画区域マスタープラン都市施設等配置図
北信圏域(中野市・飯山市・山ノ内町・野沢温泉村)

附図



変更理由書

1 変更の経緯

今回変更する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（通称：都市計画区域マスタープラン）」は、平成 12 年の都市計画法改正によりすべての都市計画区域毎に定めることになったため、北信圏域においては、中野、山ノ内、飯山、野沢温泉都市計画区域ごとに平成 16 年 5 月に都市計画決定し、その後 1 回の変更を平成 24 年 3 月に行ってきました。

なお、既決定の都市計画区域マスタープランについては、都市施設などの整備目標の目標年次とした平成 32 年を経過していることから、今回見直しを行うこととしました。

(表) 各都市計画区域の決定状況

都市計画区域名	当初 区域指定	最終 区域指定	都市計画 区域面積	整備、開発及 び保全の方針
中野	昭 25. 9. 15	昭 44. 5. 20	3, 200ha	平 24. 3. 15
山ノ内	昭 13. 11. 9	昭 56. 8. 13	21, 201ha	平 24. 3. 15
飯山	昭 25. 6. 23	平 25. 2. 4	1, 272ha	平 25. 2. 4
野沢温泉	昭 35. 10. 14	昭 35. 11. 10	1, 220ha	平 24. 3. 15

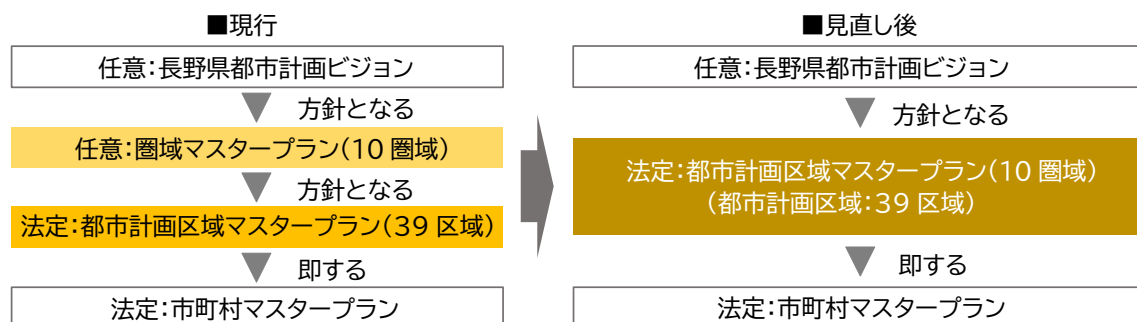
2 変更の背景

本県の都市計画区域が実態の県民生活・行動圏域からすると狭域であることや広大な県土をもつ長野県が持続的な発展をするためには都市と農村、山村が共生しあうことが必要と考え、任意計画として長期的視野に立ち、県土又は圏域（生活圏に近い 10 圏域）全体を見据え、生活の場としての都市圏全体の都市計画（都市づくり）に関する理念や目標像を定めた「長野県都市計画ビジョン」と「圏域マスタープラン」を都市計画区域マスタープランの上位計画と定めました。

その後、「長野県都市計画ビジョン」は 20 年後を見据えて策定したものの、策定後 10 年以上を経過し、その間に都市づくりに大きな影響を及ぼす事象（東日本大震災、市町村合併の進展、総人口の減少など）や世界共通の持続可能な開発目標（SDGs）などを踏まえて平成 31 年 3 月に必要な改訂を行いました。

この中で、本ビジョンが目標に掲げる圏域や圏域間のより広域的な連携による都市づくりが必要不可欠であり、このためには県民の実質的な生活圏を法定

計画に定める必要があること、また、県が広域的課題の調整を強化するうえで、国の技術的な助言である「都市計画運用指針」において、複数の都市計画区域で広域マスタープランを策定し、共通する部分と各都市計画区域のみに関する部分を明確に区分した構成とするなどの方向性が示されていることから、今回、「都市計画ビジョン」の方針を踏まえ、既計画である「圏域マスタープラン」の理念や将来像を継承し、複数の都市計画区域で一体の都市計画区域マスタープランとする方針とし、今回変更するものです。



【長野県における都市計画の計画体系】

3 北信圏域マスタープランの概要

北信圏域においては、平成 27 年の北陸新幹線飯山駅の開業により首都圏・北陸方面からのアクセスが向上しており、令和 5 年度末に予定されている敦賀への延伸により、ビジネス、観光、通勤・通学など、県外との交流人口の更なる拡大が期待されています。

今後のまちづくりにおいては、本圏域を含む信越 9 市町村の連携による観光エリア「信越自然郷」間での回遊性向上が求められているなど、圏域内や隣接する圏域との広域的な連携が不可欠となっているほか、長野圏域との結びつきも強いことから、圏域内外を結ぶ広域交通ネットワークの維持・向上が求められています。

また、千曲川流域内の住民・市町村同士が、河川軸により上流部に向かって派生的につながり互いに影響し合う領域への意識を高め、水と緑を基軸に有機的な連携を深めることによって、流域の文化・景観を継承・育成できる都市づくりを目指す必要があります。

こうしたことから、北信圏域が抱える課題への対応や今後あるべき都市のすがたに対しての方針を定め、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、圏域単位とする「都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として変更するものです。

都市計画の策定の経緯の概要

北信圏域（中野・山ノ内・飯山・野沢温泉都市計画）
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

事 項	時 期	備 考
地元説明会	令和4年12月11日（日）	申込みなしにつき中止
関東地方整備局長事前協議	令和4年12月23日（金）	
市町村意見聴取 （都市計画法第18条第1項）	令和4年1月23日（月）	
公聴会開催の公告	令和5年1月12日（木）	県報、市町村広報誌、県ホームページ
公聴会 （都市計画法第16条第1項）	令和5年2月5日（日）	公述人なしにつき中止
関東地方整備局長事前協議回答	令和5年2月7日（火）	
計画案の公告 （都市計画法第17条第1項）	令和5年2月16日（木）	県報、市町村広報誌、県ホームページ
計画案の縦覧 （都市計画法第17条第1項）	令和5年2月17日（金）～ 3月2日（木）まで 14日間	意見書提出なし
市町村意見聴取回答	令和5年2月28日（火） 令和5年3月1日（水） 令和5年3月2日（木） 令和5年3月3日（金）	山ノ内町 野沢温泉村 中野市 飯山市
長野県都市計画審議会 （都市計画法第18条第1項）	令和5年3月27日（月）	
国土交通大臣協議 （都市計画法第18条第3項）	令和5年4月上旬	（以下予定）
国土交通大臣協議回答	令和5年5月中旬	
決定告示 （都市計画法第20条第1項）	令和5年5月下旬	

北信圏域（中野・山ノ内・飯山・野沢温泉都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ～ おおむね20年間のまちづくりの目標 ～

資料8-1

ふるさとの自然の恵み（緑・雪・温泉）を地域活力につなげる北信圏域 計画書 P3

目標年次
都市計画の基本的な方向：令和22年
都市施設などの整備目標：令和12年(中間年 令和7年)

都市づくりの目標

計画書 P3-4

目標1 隣接圏域との結びつきを活かしつつ、豪雪地帯の生活を支えるコンパクトな都市づくり

- 長野圏域との交通アクセスの利便性を維持しながら、各拠点の都市機能を維持、充実するとともに、拠点間、拠点とその周辺地域の間を結ぶ公共交通及び道路ネットワークを維持、強化する。
- 「歩いて暮らせる」環境の実現により、まちなか居住を促進し、脱炭素の環境に配慮したコンパクトな市街地を形成する。
- 既存ストックや低未利用地の有効活用をしながら、無秩序な市街地の拡大を制限する。

目標2 信越自然郷の豊かな自然、田園環境の保全、活用

- 豊かな森林や草原、河川等の自然環境を保全する。
- 優良農地を保全するとともに、田園地帯における集落は、安全で快適な生活環境を形成し、コミュニティ維持を図る。
- 自然を生かした観光地については、資源の保全、観光交流の機能の維持、強化を図る。
- 山並みの眺望や各地域で培われた歴史、文化に配慮した市街地や集落の景観の保全、形成を図るとともに、市町村の連携により広域的に調和のとれた景観の育成に取り組む。

区域区分の決定の有無

計画書 P8-11

中野都市計画区域

県下同一基準による定量的な評価により「市街地外への宅地化の拡散抑制の必要性」はあるものの、「市街地拡大の可能性」、「計画的な市街地整備の必要性」は低いことから、**区域区分の必要性は低い。**

また、「長野県景観条例」や「中野市宅地開発等指導要綱」、「中野市沿道景観維持に関する指導要綱」により土地利用等の規制・誘導を行っており、無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

よって、**区域区分は行わないものとする。**

山ノ内都市計画区域

県下同一基準による定量的な評価により「計画的な市街地整備の必要性」は高いものの、「市街地外への宅地化の拡散抑制の必要性」、「市街地拡大の可能性」は低いことから、**区域区分の必要性は低い。**

また、「山ノ内町景観条例」や「山ノ内町宅地開発及び中高層建築物指導要綱」により土地利用等の規制・誘導を行っており、無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

よって、**区域区分は行わないものとする。**

飯山都市計画区域

県下同一基準による定量的な評価により「計画的な市街地整備の必要性」は高いものの、「市街地外への宅地化の拡散抑制の必要性」、「市街地拡大の可能性」は低いことから、**区域区分の必要性は低い。**

また、「飯山市環境基本条例」や「飯山市景観条例」、「飯山市宅地開発指導要綱」により土地利用等の規制・誘導を行っており、無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

よって、**区域区分は行わないものとする。**

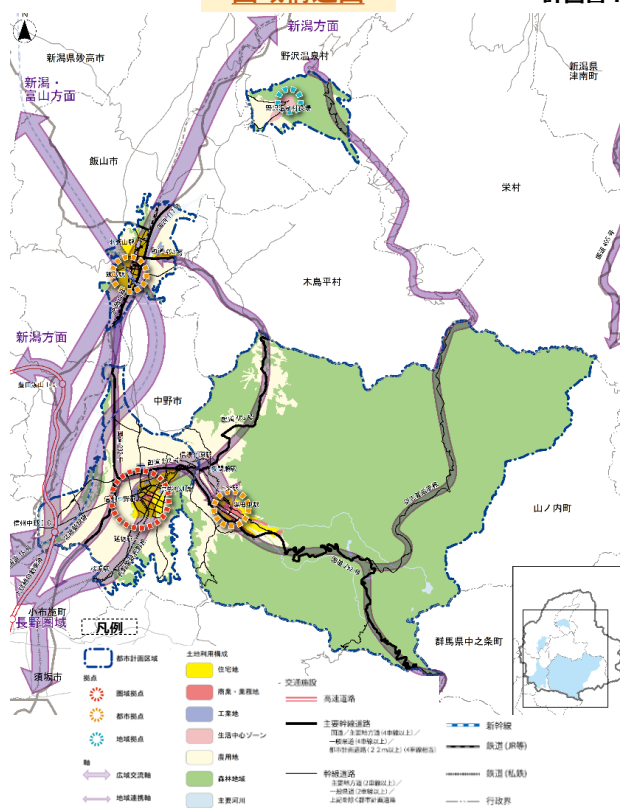
野沢温泉都市計画区域

県下同一基準による定量的な評価により「市街地拡大の可能性」は低いものの、用途地域未指定のため、「市街地形成の必要性」が高く、**区域区分の必要性はやや高い。**しかし、「長野県景観条例」や「野沢温泉村宅地開発及び中高層建築物の建設に関する条例」により土地利用等の規制・誘導を行っており、無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

よって、**区域区分は行わないものとする。**

圏域構造図

計画書 P7



目標3 災害に強いしなやかな圏域の形成

- 既成市街地やまとまった集落では、インフラの整備の他、流域治水プロジェクト、長野県流域治水推進計画の推進により、災害に強い市街地を目指す。
- 防災減災機能が期待できるグリーンインフラの導入を積極的に検討する。

目標4 豪雪地帯の生活・産業・観光を支える交通体系の強化

- 既存道路は機能の維持、改善を図るとともに、災害時の物資等輸送、観光周遊、交通結節点へのアクセス性の改善等の観点から必要な路線については、着実な整備に向けた取り組みを進めていく。
- 圏域内の拠点間を繋ぐ道路ネットワークの維持、強化を目指す。
- ニーズに応じた二次交通の充実、観光行動や観光商品等とあわせた二次交通等の観光交通ネットワークの充実を含め、公共交通、自転車等による交通ネットワークを形成する。

本圏域の拠点及び軸を次のとおり設定する。

計画書 P5-6

圏域拠点	信州中野駅周辺
拠点	湯田中駅周辺、飯山駅周辺
地域拠点	野沢温泉村役場周辺
広域交流軸	鉄道：北陸新幹線、JR飯山線、長野電鉄長野線 高規格道路：上信越自動車道 一般広域道路：一般国道18号、117号
地域連携軸	その他主要な道路：一般国道292号、403号、405号、一般県道奥志賀公園線

本圏域の都市計画区域におけるおおむねの将来人口を次のとおり想定する。

	平成27年 (基準年)				令和12年 (目標年)			
	中野	山ノ内	飯山	野沢温泉	中野	山ノ内	飯山	野沢温泉
都市計画 区域内人口	36.5 千人	12.4 千人	9.8 千人	2.8 千人	おおむね 33.3 千人	おおむね 9.0 千人	おおむね 9.6 千人	おおむね 2.2 千人

※平成27年(基準年)の都市計画区域内人口は、「都市計画基礎調査」又は「国勢調査」による統計値。令和12年(目標年)の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計による行政区域将来人口から、回帰式による都市計画区域外人口を減じて算定

主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

計画書 P12-16

【中野都市計画区域】

- 信州中野駅周辺は、地域の個性や資源を活かしたまちづくりを展開し、賑わいと歴史・文化に配慮した一体的な整備を推進する。
- 幹線道路近傍等、無秩序な市街化が進行するおそれがある区域については、地域住民との合意形成のもとで、関係機関と調整を図りながら特定用途制限地域や地区計画等の適用を進める。

【山ノ内都市計画区域】

- 湯田中駅周辺は、周辺地域における日常的な利便性を有し、観光客が訪れる商業地として、拠点の特性に応じた商業業務機能の集積を図る。

【飯山都市計画区域】

- 北陸新幹線飯山駅周辺は、周辺地域における日常的な利便性を有し、観光客が訪れる商業地として、地域の特性に応じた商業業務機能の集積を図るとともに、良好な居住環境の保全を図りながら生活利便性を活かした居住誘導を図る。
- 大規模商業店舗等の立地が顕著である幹線道路沿道など、無秩序な市街化が進行する恐れがある区域については、関係機関と調整を図りつつ、特定用途制限地域の適用を検討する。

【野沢温泉都市計画区域】

- 野沢温泉街周辺の商業集積地は、「スキーと温泉」を柱とする観光地である野沢温泉村の最も中心的な商業機能及び交流機能を担う拠点とし、活気や賑わいなど都市としての魅力を高め、魅力的な市街地形成を図る。

2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

計画書 P17-22

- 交通ネットワークの強化や公共交通機関の維持・充実などの交通体系の連携強化により、鉄道駅周辺の圏域拠点等を中心に、歩いて暮らせるまちづくりや観光まちづくりの実現を目指す。

【おおむね10年以内に整備または着手することを予定する主な施設（道路）】

都市計画区域	名称	都市計画区域	名称
中野	一般国道292号（古牧橋）	飯山	一般国道292号（古牧橋）
	都市計画道路3・5・7西町上小田中線		一般国道403号
	都市計画道路3・5・9立ヶ花栗山線		都市計画道路3・5・10中央橋線
	一般県道豊田中野線		都市計画道路3・6・3飯山新井線

3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

計画書 P23

- 既成市街地においては、土地の高度利用、中心市街地の活性化、密集市街地の改善を図るため、必要に応じて市街地開発事業の実施について検討する。

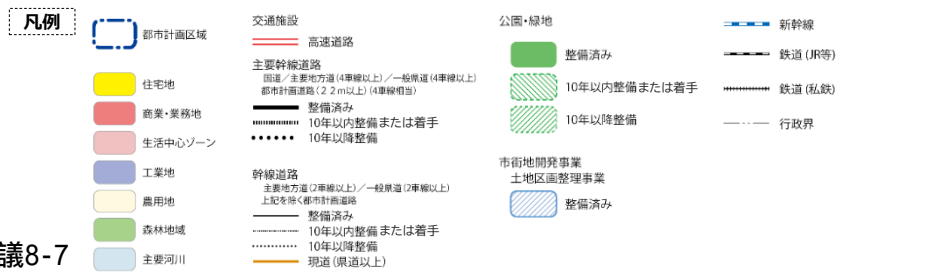
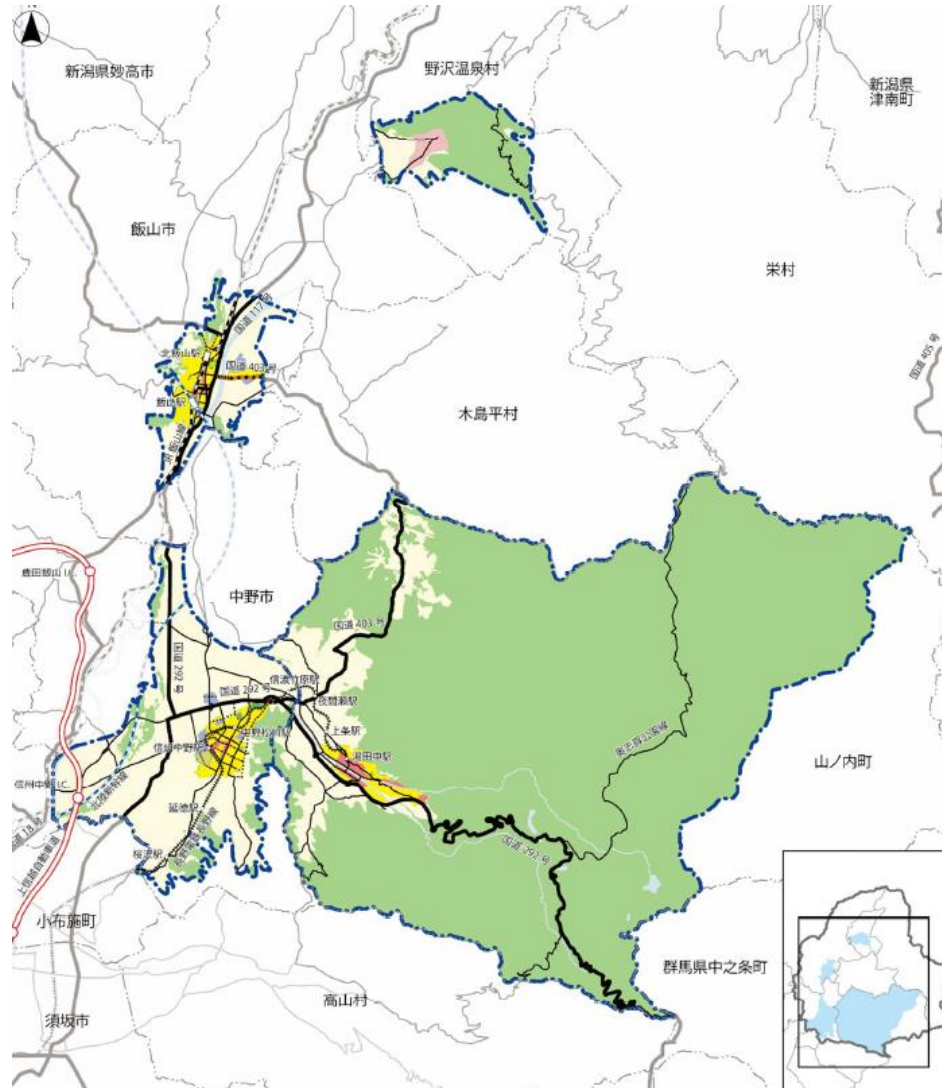
4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

計画書 P23-27

- 上信越高原国立公園から連なる山地や千曲川、夜間瀬川等、恵まれた自然環境の保全を図るとともに、市街地においては、自然と共生する住みやすい市街地形成に向けてグリーンインフラの活用を推進する。

【おおむね10年以内に整備または着手することを予定する公園等の公共空地】

都市計画区域	名称	都市計画区域	名称
山ノ内	【街区公園】みろく公園	飯山	【都市公園】鉄砲町児童公園、上町児童公園
	【緑地公園】夜間瀬川緑地公園 （注）10年以内に着手するものから、部分・暫定完成、完成するもの全てを含む。		【地区公園】飯山城址公園



都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (通称：都市計画区域マスタープラン) の変更について

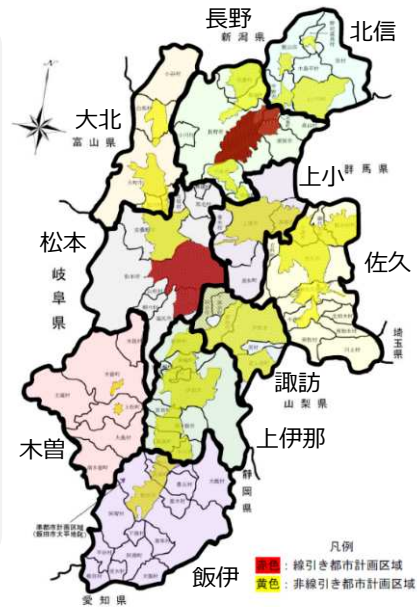
1 変更する主な理由

① 都市施設の整備目標年次の経過

- 都市計画区域マスタープランは、平成12年の都市計画法の改正によりすべての都市計画区域で定めることとされ、都市計画区域ごとに、おおむね20年ごとの都市の姿を展望しつつ、土地利用のあり方や都市施設の整備方針、自然的環境の整備・保全の方針を平成16年5月に定めた後、おおむね10年を経過した時点で第1回変更を行っています。
- 既決定の都市計画区域マスタープランは、**都市施設の整備の目標年次としていた平成32年（令和2年）を経過していることから、今回、都市施設の整備の目標年次を令和12年に変更します。**

② 広域的観点からの市町村間の連携強化

- 県は、県土又は圏域全体を見据え、生活の場としての都市圏全体の都市計画に関する理念や目標像を定めた「長野県都市計画ビジョン」と「圏域マスタープラン」を作成しており、最上位計画である**都市計画ビジョンの目標において、圏域や圏域間のより広域的な連携によるまちづくりが必要と定めています。**
- **都市計画運用指針**において、隣接・近接する他の都市計画区域の現況及び今後の見通しを勘案し、「**広域的課題の調整が図られるようにするべき**」とされ、特に生活圏を一体としながら市町村別に都市計画区域を設定している場合は広域的な調整が必要とされています。
- これらをふまえ、生活圏に近い圏域を一単位として、広域的な連携強化・課題調整が行われるよう、**複数の都市計画区域を一体とする都市計画区域マスタープランに変更します。**

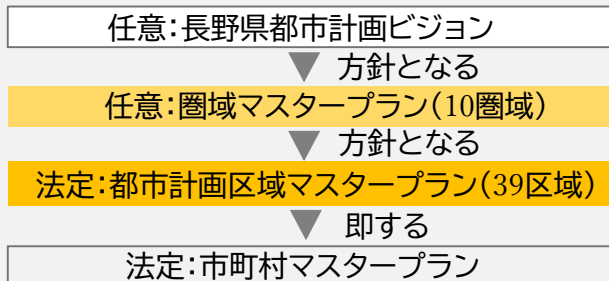


2 見直しの方針

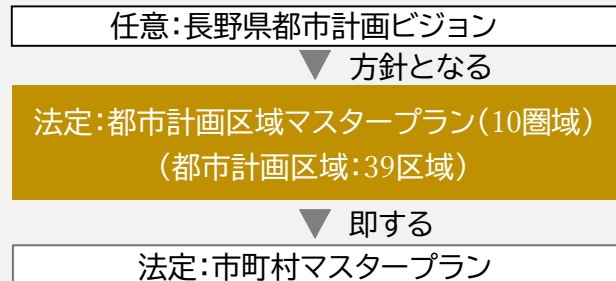
① 長野県の都市計画体系について

- 都市計画区域マスタープランを広域的な生活圏単位（圏域単位）にまとめることにより、長野県の都市計画の体系を下記のとおり変更します

【現行】



【見直し後】



② 都市計画区域マスタープランの構成について

- 都市計画区域マスタープランの構成は、既決定のマスタープランと同様にしつつ、共通する部分と各都市計画区域のみに関する部分を明確に区分した構成としています。
- 都市づくりの基本理念は、「**圏域マスタープラン**」の理念や将来像を継承しています。
- 都市づくりの目標は、都市計画ビジョンの都市づくりの方針に即し、「**まち**」・「**里**」・「**山**」のゾーン、**施策の観点から目標を定めています。**